

## オープンカウンタ方式参加心得書

独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構  
国立職業リハビリテーションセンター

独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構(以下「機構」という。)では、予定価格が一定額以下の印刷・製本(企画・編集・デザイン等を含む場合を除く)及び物品等の調達については、見積相手方をあらかじめ特定せず、参加を希望する者からの見積書提出により受注者を決定する方法(以下「オープンカウンタ方式」という。)を採用し、公平性・透明性を高めるとともに、受注意欲のある者への機会均等を図ることといたしましたので、下記の事項を遵守のうえ、積極的な参加をお願いします。

### 記

#### 1 対象

予定価格が250万円以下の印刷・製本の類(企画・編集・デザイン等を含む場合を除く)及び予定価格が160万円以下の消耗品・備品等の類で、オープンカウンタ方式を採用することが効果的であると認められる物件を対象とする。

#### 2 競争参加資格

オープンカウンタ方式に参加し、見積書を提出できる者は、次に掲げる事項の全てを満たす者とする。

(1) 機構からの受注実績のある者であること。

機構からの受注実績がない場合は、本年度及び過去2年度までにおける全省庁統一資格において、一般競争(指名競争)参加資格を有している者であること。

(2) 本心得書に記載する内容を遵守する者であること。

(3) 契約資格又はオープンカウンタ方式参加資格を喪失していない者であること。

#### 3 有資格者への通知等

契約担当役は、オープンカウンタ方式を実施しようとするときは、件名ごとにオープンカウンタ番号を付して、次に掲げる事項を独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構国立職業リハビリテーションセンター管理課に掲示するものとする。

(1) オープンカウンタ番号及び件名

(2) 仕様書の設置場所

(3) 競争参加資格

(4) 仕様説明会の有無

(5) 見積書提出期限及び提出場所

(6) 見積結果の開披日時及び場所

(7) 契約書等提出の有無

(8) 問い合わせ先

#### 4 見積書の様式等

参加者が使用する見積書の様式は、機構が指定する様式(別紙「見積書」)に限ることとする。

## 5 見積書提出

見積書は、契約担当役が指定する時間に、契約担当役が指定する場所に持参、郵送又は FAX にて提出すること。なお、FAX により提出した場合は後日見積書原本を必ず提出すること。

## 6 見積書の無効

次のいずれかに該当する見積書は無効とする。

- (1) 競争に参加する資格を有しない者の行った見積
- (2) 定められた様式以外の見積書による見積
- (3) 記名押印を欠く見積書による見積
- (4) 金額を訂正した見積書による見積
- (5) 誤字、脱字等により意思表示が明確でない見積書による見積
- (6) 公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るために連合をしたと認められる者の行った見積
- (7) 金額、物件名の記載がない見積
- (8) 本心得書を遵守しない者の行った見積
- (9) 仕様説明会を開催した場合において、同説明会に出席しない者及び特別の理由が無く遅刻した者の行った見積
- (10) 契約担当役が指定する時間内に見積書を提出しないものの行った見積
- (11) 契約担当役が指定する場所に見積書を提出しないものの行った見積

## 7 オープンカウンタ

オープンカウンタは、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構 国立職業リハビリテーションセンター管理課に設けるものとし、ここで仕様書等の閲覧及び交付を行う

## 8 質疑

仕様説明会を開催する案件については、その場で質疑を受け付けるものとし、仕様説明会を開催しない案件については、以下において受け付けるものとする。

独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構  
国立職業リハビリテーションセンター管理課経理係  
TEL 04-2995-1024 FAX 04-2995-1052

## 9 契約予定者の決定

見積の結果、見積参加者のした見積のうち、無効のものを除き、見積価格が予定価格の 105分の 100 に相当する価格の範囲内で最低のものを契約予定者として決定する。

## 10 同価見積の処理

見積徴取の結果、予定価格の範囲内の見積であって、かつ最低価格が同価見積であったときは、契約担当役が指定する日時場所において当該見積参加者にくじを引かせ契約予定者を決定する。ただし、当該見積をした者のうちくじを引かない者があるときはこれに代わって見積事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。くじには、「こより」を使用することとする。

## 11 再度見積

見積徴取の結果、予定価格の範囲内の見積がない場合は、再度見積書を徴取することができる。この場合においては、最低の価格をもって見積書を提出した参加者から順次随意契約の協議を行うことができるものとする。

12 参加者不在の取扱い

見積書の提出日時までに見積書の提出がない場合は、契約担当役が別途選定したものへ見積を依頼し、随意契約の協議を行うことができるものとする。

13 見積結果の開披

見積結果は、契約予定者についてのみ通知する。ただし、見積の結果については、後日契約担当役が指定する場所で閲覧に供する。

なお、閲覧期間は1週間とする。

14 契約保証金

契約保証金は免除する。

15 契約書及び契約条項

(1) 契約書は、機構指定のものを使用しなければならない(案件ごとに提示)。ただし、契約書の作成を省略する場合は、これを請書(案件ごとに提示)その他の事実を証する書類を提出しなければならない。

(2) 支払は納入後、職員が検査を実施し検査に合格したことを確認した後、適法な支払請求書を受領した日から原則30日以内とする。

(3) 契約予定者は、決定の日から10日以内に、機構契約担当役へ契約書等を提出しなければならない

(4) 契約条項は、必要に応じて案件毎に仕様書によって提示する。

16 契約資格の喪失

契約担当役は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実を知った日から2年間の範囲内で契約の相手方とせず、又はオープンカウンタ方式に参加させないことができるものとし、その通知は書面で行うものとする。

(1) 機構の役員又は職員に対する贈賄等、機構の業務に関し刑法その他の法令に定める罰則に触れる行為をした者

(2) 契約の履行に当たり故意に製造を粗雑にした者

(3) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者

(4) 契約予定者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行する事を妨げた者

(5) 契約に関する調査に当たり虚偽の申告をした者

(6) 正当な事由なくして契約期間内に履行を完了しなかった者又は履行完了の見込がないことが明らかになった者

(7) 契約の履行につき不正行為があった者

(8) 契約の履行に関し、故意に機構の職員の指揮監督に従わなかった者

(9) 契約事項に違反した者又は正当な理由なくして契約の履行を契約当初に定めた期間より著しく遅滞した者